

お薬の分類とその販売について

要指導医薬品

分類	要指導医薬品
外箱表示	要指導医薬品
定義	医療用から一般用に移行して間もなく、一般用医薬品としてのリスクが確定していない医薬品 毒薬、劇薬
陳列方法	購入者が、直接 手にとれないよう陳列しています。
対応する専門家	薬剤師
情報提供等	適正使用のため必要な確認と情報提供を必ず行います

※ お薬に関しては、専門家（薬剤師・登録販売者）に
お気軽にご相談ください。
相談に応じて、適正使用のため
必要な情報提供をします。

※ 「濫用等のおそれのある医薬品」
として厚生労働大臣から
指定されている医薬品に
関しては、販売数量等が
制限されています。

一般用医薬品

分類	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
外箱表示	第1類医薬品	第2類医薬品 第②類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定 義	特にリスク*が高い医薬品	リスク*が比較的高い医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品	リスク*が比較的高い医薬品	リスク*が比較的低い医薬品
陳列方法	購入者が、直接手にとれないよう陳列しています。	情報提供を行う場所より、7m以内に陳列しています。	購入者が直接手に取ることができるように陳列してあります。	
対応する専門家	薬剤師	薬剤師または登録販売者		
情報提供等	必ず情報提供を行います。	必要に応じて情報提供を行います。		法令上の定めはありません。

※ リスク*: 副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれ

※ 相談・販売によって知りえた個人情報などを適正に取り扱っております。(詳細は別掲)

医薬品の販売制度の運用についての
苦情相談窓口

薬局等の所在地を管轄する保健所等を記載して
掲示してください

医薬品による健康被害救済制度について

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、健康被害が発生し、入院治療が必要になった方の救済を図るため、医療費等の給付を行う制度があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

【独立行政法人 医薬品医療機器総合機構】 救済制度相談窓口: 0120-149-931
(受付時間) 9:00~17:00(月~金曜日、祝日・年末年始を除く)



公益社団法人 神奈川県薬剤師会